



「若者が伝える災害の教訓」募集要項

ひょうご安全の日推進県民会議（以下、「県民会議」という。）では、阪神・淡路大震災から26年が経過し震災の風化が懸念される中、震災を経験していない若者が震災をはじめとする県内災害の経験・教訓を学び発信することを通じて、それらの更なる継承・活用を図ることとしました。

ついては、この事業に参画いただける若者グループを募集しますので、奮ってご応募ください。

記

事業概要

(1) 震災等をテーマとした情報作品の制作

- 参画グループには、震災をはじめとする県内で発生した災害を題材とした情報作品を企画・制作いただき、県民会議に提出いただきます。壁新聞、ドキュメント映画、ラジオ番組、漫画作品など媒体・手法は問いません。※印刷物はA1版1面以上、音声・映像作品は5分以上とします。

【情報作品イメージ】

防災まち歩きの結果を反映したデジタルマップ
過去の災害時に起きた問題点と、それを解消する為に作られた対策やシステムなどについてとりまとめた壁新聞
被災経験の語り部を元に、追加取材を行い漫画化した作品
若者が被災者のインタビューを行い編集した動画作品

(2) 県民会議ホームページ等での発信

- 県民会議では、提出いただいた情報作品（以下、「提出作品」という。）を、県民会議のホームページやSNS、兵庫県の広報媒体等により広く発信します。

募集グループ

次のすべての条件を満たすグループ

- ① 27歳以下の者を含む県内のグループ
- ② 自主的・自立的に情報作品を制作可能なグループ

※ これまで、防災・減災をテーマとして取り上げたことのないグループを歓迎します。

参画グループへの特典

提出作品の制作に係る取材経費（取材旅費、インタビューへの謝礼等の経費）として、1グループ当たり3万円（定額、前金払可）を支給します。

その他

(1) 提出作品の著作権の取扱い

- ・ 提出作品の著作権は、制作者（提出された若者グループ）に帰属するものとします。
- ・ ただし、県民会議に提出された段階で、制作者は、県民会議によるホームページでの公表や広報物への掲載等、提出作品の利用（業務上の必要により編集、切除その他の改変を行うことを含む）を許諾したものとします。

(2) 提出された情報作品の他行事での取扱い

- ・ 提出作品そのもの又は提出作品を改変した作品でもって、他のコンクール・コンテスト等に応募することは、当事業としては差し支えありません。

※ 応募されるコンクール・コンテスト等で問題がないかどうかは制作者側で確認願います。

(3) 著作物使用、取材や作品公開等に関する手続き

- ・ 提出いただく情報作品に関する諸手続き（著作物等の使用に関する手続き、取材の了解・許諾、作品公開のための手続き等）は全て制作者で行っていただきます。
- ・ 提出作品は県民会議ホームページ等で公開するほか、県民会議のイベントや印刷物等に使用することがあります。このことを前提として、制作者が責任を持って了解や許諾を得てください。当事業は、これらの手続きが漏れなく行われていることを前提として実施します。
- ・ 制作者の上記手続き漏れによる損害について、県民会議は一切の責任を負いません。

募集期限

令和4年1月31日（月）

応募要領

電子メール又は郵送で次の書類を下記の応募先まで提出してください。

- ① 応募書（様式1）
- ② 企画書（様式任意）
- ③ 参加グループメンバー表（様式2、支給決定後の提出可）
- ④ 支給金（前金払）請求書（様式3、支給決定後の提出可）
- ⑤ 預金通帳の写し（支給決定後の提出可）

※ 専用様式（様式1～3）は下記「応募先」記載のHPに掲載しています。

情報作品提出期限

令和4年3月31日（木）

応募先・お問い合わせ先

ひょうご安全の日推進県民会議事務局（兵庫県防災支援課内）

〒650-8567

神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL: 078-362-9984 FAX: 078-362-4459

E-mail: bosaishien@pref.hyogo.lg.jp

URL : <https://19950117hyogo.jp/kyouka/entry-268.html>



「ひょうご安全の日推進県民会議」は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進する取組を広く県民の参画のもとに実施していくため設立された、県民、民間団体、事業者、関係行政機関及び県で構成する団体です

